

「水質基準に関する省令」の改正等と精度管理事業に係る説明会

平成26年3月6日(木) 14:00~16:00

健康安全研究センター 6階会議室

1 挨拶

2 水質基準の改正等

- (1) 「水質基準に関する省令」の改正等と建築物衛生法の施行規則の改正について
- (2) 亜硝酸態窒素の分析について
- (3) 食品衛生法に係る水質検査について

3 精度管理事業について

- (1) 水道水質精度管理について
- (2) 平成26年度に開始する精度管理事業について

4 その他

- (1) 電子メールアドレスの登録に関するお願いについて
- (2) レジオネラ属菌の検査方法に係るアンケートについて
- (3) 事前の質問にお答えして
- (4) 質疑応答

東京都健康安全研究センター

広域監視部 建築物監視指導課 建築物衛生係

TEL 03-5937-1058

薬事環境科学部 環境衛生研究科 水質化学研究室

TEL 03-3363-3231 (内線: 5202、5209)

2 水質基準の改正等

(1) 「水質基準に関する省令」の改正等と建築物衛生法の施行規則の改正について

ア 「水質基準に関する省令」の改正について（官報・資料1-1参照）

- (ア) 水質基準項目に亜硝酸態窒素が追加
- (イ) 亜硝酸態窒素の水質基準：0.04mg/L以下
- (ウ) 亜硝酸態窒素の水質基準項目の番号 「9」
「六価クロム化合物」の次の9番目
「シアン化物イオン及び塩化シアン」以下1ずつ番号がずれる。
(10：「シアン化物イオン及び塩化シアン」、11：「硝酸態窒素及び
亜硝酸態窒素、・・・、51：濁度」
- (エ) 水質基準項目：50項目から51項目に改正
- (オ) 施行：26年4月1日

イ 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」の改正について（官報・資料1-1参照）

- (ア) 水質基準項目の追加に係る検査方法の設定
 - ① 亜硝酸態窒素に係る分析方法にイオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法（別表第13）を設定する。
 - ② 別表第13の「3 試料の採取及び保存」の項にて、試料に残留塩素が含まれている場合には、試料1Lにつきエチレンジアミン溶液（50mg/ml）1mlを加えることとする。ただし、亜硝酸態窒素の検査を行わない場合は、エチレンジアミン溶液の添加を省略することができることとする。
 - ③ 表1に掲げる、亜硝酸態窒素に係る検水の濃度範囲を0.004～0.4mg/Lとする。
- (イ) その他の事項
以下略

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正について（官報・資料1-1参照）

- (ア) 6カ月以内ごとに1回定期に行う水質検査の項目に亜硝酸態窒素が追加
- (イ) 施行：26年4月1日

エ その他

専用水道、小規模貯水槽水道等の水道関連施設については都内の各自治体がそれぞれの条例、要綱等で業務を行っていますので、**詳細は必ず施設を所管する保健所等に問い合わせてください。**

以下は東京都（特別区、八王子市、町田市を除く多摩地区の市町村、島しょ）の場合です。

(7) 基本的な考え方

従来から水質検査項目に「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」があるものについては、亜硝酸態窒素が追加されますが、ないものについては変更はないと考えられます。

(4) 専用水道

3カ月に1回以上行う水質検査項目に亜硝酸態窒素が追加されると考えられます。

また、「自己水または併用型」の場合の、年に1回以上行う原水の全項目検査は51項目になると考えられます。

(7) 簡易専用水道

望ましい検査として1年に1回以上行う9項目の水質検査項目に変更はないと考えられます。

(7) 小規模貯水槽水道（東京都の条例の場合）

① 特定小規模貯水槽水道

望ましい検査として1年に1回以上行う9項目の水質検査項目に変更はないと考えられます。

② 特定飲用井戸等

1年に1回以上行う水質検査項目に亜硝酸態窒素が追加されると考えられます。

(オ) 飲用井戸

基本的に水質検査項目に亜硝酸態窒素が追加されると考えられますが、施設を管轄する保健所等にお問い合わせください。